



は、遣族の承諾を受けることを要しない。

第十四条第一項中「第四条第一項第二号の規定に基く政令で指定する地域」を「検疫伝染病が流行している地域」に改め、同項第七号中「その他適当と認める者」を削る。

第十五条第一項ただし書を次のように改める。

「ただし、やむを得ない場合に施設を有する病院にその収容委託して行うことができる。」

第十六条第二項に次の一号を加え  
る。

六 回歸熱については、百九十二時間

第十九条第一項中「(検疫所の支所又は出張所の長を含む。)」を削り、同条第三項中「当該船舶等が港内又は飛行場内に停泊中であるとき」を「当該船舶が港内に停泊中であり、又は当該航空機が国内の場所(港の水面を含む)に停止中であるとき」に、「港外若しくは飛行場外に退去させる」を

「当該船舶を港外に退去させ、若しくは当該航空機をその場所から離陸させ、若しくは離水させ、若しくは離水させる」に改め

る。

第二十条を次のように改める。

(証明書の交付)  
第十一条 検疫所長は、第十四条第一項各号の一に掲げる措置又は同条第二項の指示をした場合において、当該船舶等の長その他の関係者から求められたときは、その旨の証明書を交付しなければならない。

第二十二条及び第二十三条を削り、第二十一条第一項中「検疫飛行場以外の飛行場」を「検疫飛行場以外

の国内の場所(港の水面を含む。)」に改め、「(検疫所の支所又は出張所の長を含む。)」を削り、「飛行場外に退出させなければならない。」を「その場所から離陸させ、若しくは離水させなければならない。」に改め、同条

第二項中「飛行場外に退出させる」を「その場所から離陸させ、若しくは離水させる」に改め、同条中第六項を第七項とし、第五項中「前二項を前四項」に改め、「又は飛行場以外の場所」を削り、同項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を次に次の二項を加え、同条を第十一

三条とする。

4 第二項の船舶等についても、第

五条ただし書に規定する許可は、保健所長もすることができる。

第二十条の次に次の二条を加え

る。

(検疫港以外の港における検疫)

第二十一条 次の各号に掲げる要件を具備している船舶の長は、第四条の規定にかかるらず、検疫を受けるため、当該船舶を検疫港以外の港に入れることができる。たゞ

の港に入れることができる。たゞ

の港に入れることがある。たゞ

三 航行中に検疫伝染病患者が発生しなかつたこと。

四 医師又は外国の法令によりこれに相当する資格を有する者が船医として乗り組んでいること。

五 ネズミ族の駆除が十分に行われた旨又はネズミ族の駆除を行わう必要がない状態にあることを確認した旨を証明する証明書(検疫所長又は外国のこれに相当する機関が六箇月内に発行したものに限る。)を有すること。

六 回歸熱については、百九十二時間

第七項を第六項とし、第五項中「前二項を前四項」に改め、「又は飛行場以外の場所」を削り、同項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を次に次の二項を加え、同条を第十一

三条とする。

7 前項の規定により検疫港以外の港における検疫が打ち切られたときは、当該船舶の長は、直ちに、当該船舶を港外に退去せなければならぬ。

8 第二十一条の規定は、検疫所長が

第六項の規定により検疫を打ち切った場合に準用する。

(第四条第二号に該当する船舶等に関する特例)

第二十二条 第四条第二号に該当する船舶又は航空機(同時に同条第

一号にも該当する船舶又は航空機を除く。)の長は、当該船舶又は航空機の性能が長距離の航行に堪えていたため、又はその他の理由により、検疫港又は検疫飛行場に至ることが困難であるときは、第四条の規定にかかるらず、検疫を受けなければならない。

9 検疫所長は、第一項ただし書の許可を受けようとするときは、厚生省令で定めるところにより、同項各号に掲げる事項その他厚生省令で定める事項を通報して申請しなければならない。

10 検疫所長は、第一項ただし書の許可の申請を受けたときは、すみやかに、許可するかどうかを決定し、これを当該船舶の長に通知しなければならない。

11 第二項の船舶の長は、当該船舶を検疫港以外の港に入れたときは、直ちに、当該船舶をその港の区域内の検疫所長が指示する場所に入れなければならない。

12 第二項の船舶の長は、当該船舶を検疫港以外の港に入れたときは、直ちに、当該船舶をその港の区域内の検疫所長が指示する場所に入れなければならない。

13 第九条及び第十条の規定は、第一項の船舶が前項の規定により指示された場所に入つた場合に準用する。

14 検疫所長は、第一項の船舶が検疫伝染病の病原体に汚染し、若しくは汚染したおそれがあると認められたときは、直ちに、よりの保健所長に、検疫伝染病患者の有無、第四条第二号に該当するに至った日時及び場所その他厚生省令で定める事項を通報しなければならない。

15 前項の通報を受けた保健所長

16 検疫所長は、第一項の船舶が検疫伝染病の病原体に汚染し、若しくは汚染したおそれがあると認められたときは、直ちに、よりの保健所長に、検疫伝染病患者の有無、第四条第二号に該当するに至った日時及び場所その他厚生省令で定める事項を通報しなければならない。

17 第二十二条に次の二項を加える。

18 検疫所長は、貨物を輸出しよ

うとする者が、政令の定めるところにより手数料を納めて、輸出しようとする貨物に対する検疫伝染病の病原体の有無に関する検査、消毒若しくは虫類の駆除又はこれらの事項に関する証明書の交付を求めたときは、当該検疫所における検疫業務に支障のない限り、これに応ずることができる。

9 その港における検疫を打ち切ることができる。

10 前項の規定により検疫港以外の港における検疫が打ち切られたときは、当該船舶の長は、直ちに、当該船舶を港外に退去せなければならぬ。

11 第二十二条の規定は、検疫所長が

第六項の規定により検疫を打ち切った場合に準用する。

(第四条第二号に該当する船舶等に関する特例)

第二十二条 第四条第二号に該当する船舶又は航空機(同時に同条第

一号にも該当する船舶又は航空機を除く。)の長は、当該船舶又は航空機の性能が長距離の航行に堪えていたため、又はその他の理由により、検疫港又は検疫飛行場に至ることが困難であるときは、第四条の規定にかかるらず、検疫を受けなければならない。

12 第二十一条第一項に次の二項を加える。

13 第二十二条第一項に次の二項を加える。

14 第二十二条第一項に次の二項を加える。

15 第二十二条第一項に次の二項を加える。

16 第二十二条第一項に次の二項を加える。

17 第二十二条第一項に次の二項を加える。

18 第二十二条第一項に次の二項を加える。

19 第二十二条第一項に次の二項を加える。

20 第二十二条第一項に次の二項を加える。

21 第二十二条第一項に次の二項を加える。

22 第二十二条第一項に次の二項を加える。

23 第二十二条第一項に次の二項を加える。

24 第二十二条第一項に次の二項を加える。

25 第二十二条第一項に次の二項を加える。

26 第二十二条第一項に次の二項を加える。

27 第二十二条第一項に次の二項を加える。

28 第二十二条第一項に次の二項を加える。

10 第二項の船舶又は航空機については、第五条ただし書に規定する許可是、保健所長もすることができる。

11 第二項の船舶又は航空機であつて、当該船舶又は航空機を介して検疫伝染病の病原体が国内に侵入するおそれがない旨の保健所長の確認を受けたものについては、第四条及び第五条の規定を適用しない。

12 第二十四条中「発見したとき」を「発見した場合」に、「認めたとき」を「認めた場合において、緊急の必要があるとき」に、「検疫官その他適当と認める者をして、診察、消毒、ねずみ族又は虫類の駆除等その予防に必要な措置を行わせなければならない。」を「診察、消毒等その予防に必要な応急措置を行い、又は検疫官をしてこれをさせなければならない。」に改める。

13 第二十五条第一項に次の二項を加える。

14 第二十五条第一項に次の二項を加える。

15 第二十五条第一項に次の二項を加える。

16 第二十五条第一項に次の二項を加える。

17 第二十五条第一項に次の二項を加える。

18 第二十五条第一項に次の二項を加える。

19 第二十五条第一項に次の二項を加える。

20 第二十五条第一項に次の二項を加える。

21 第二十五条第一項に次の二項を加える。

22 第二十五条第一項に次の二項を加える。

23 第二十五条第一項に次の二項を加える。

24 第二十五条第一項に次の二項を加える。

25 第二十五条第一項に次の二項を加える。

26 第二十五条第一項に次の二項を加える。

27 第二十五条第一項に次の二項を加える。

28 第二十五条第一項に次の二項を加える。

29 第二十五条第一項に次の二項を加える。

30 第二十五条第一項に次の二項を加える。

31 第二十五条第一項に次の二項を加える。

32 第二十五条第一項に次の二項を加える。

33 第二十五条第一項に次の二項を加える。

第一「十七条の見出しへ」「検疫所長の行う調査及び衛生措置」に改め、同条中第二項を第三項とし、第一項定する伝染病又は同条第二項の規定により厚生大臣が指定した伝染病を「検疫伝染病」に、「検疫港又は検疫飛行場」として政令で定める区域を「前項の規定に基く政令で定める区域」に改め、「検疫官その他適当と認める者をして」を削り、「航空機若しくは」に、「消毒を行わせ、又は」を「消毒を行い、若しくは」に、「行わせる」を「行い、又は」を「航空機若しくは」に、「消毒を行わせ、又は」を「消毒を行い、若しくは」に、「行わせる」と認める者をしてこれを行わせるに改め、同項を第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

検疫所長は、検疫伝染病の病原体を媒介する虫類の有無その他検疫伝染病に関する当該港又は飛行場の衛生状態を明らかにするため、検疫港又は検疫飛行場ごとに政令で定める区域内に限り、当該区域内にある船舶若しくは航空機若しくは当該区域内に設けられる施設、建築物その他の場所について、飲料水、海水、汚物、汚水、ねずみ族及び虫類の調査を行ない、又は検疫官をしてこれを行わせることができる。

第二十九条中「第二十七条第一項」を「第二十七条第一項及び第二項」に改める。

第三十二条第二項中「船舶等に乘つてゐる者で乗組員以外のもの」を「船舶等の乗組員以外の者」に改める。

第三十二条第四項及び第三十三条中「第二十一条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）を「第二十二条第三項又は第二十三条第三項

第三十六条第七号中「検疫官」を「検疫所長又は検疫官」に改め、第三十三条後段を削る。

第三十七条第一号中「第一項又は第二項」を削り、同条中第四号を第七号とし、同号を次のように改める。

二項(同条第六項において準用する場合を含む。)又は同条第七項の規定に違反した者第三十七条中第三号の次に次の三号を加える。

四 第二十二条第一項ただし書の許可を申請するに際し、同項各号に掲げる事項に關し虚偽の通報をしてその許可を受けた者反した者

五 第二十二条第七項の規定に違反した者

六 第二十二条第二項の規定に違反した者

第三十八条第一号中「第九条」の下に「(第二十一条第五項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第七号中第二十五条第一項を「第二十五条」に改める。

(施行期日)  
附則

1 この法律は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。  
(外国軍用艦船等に関する検疫法特例の一部改正)

2 外国軍用艦船等に関する検疫法特例(昭和二十七年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。  
第八条中「第二十二条第一項から第五項まで」を削る。

〔伝染病予防法の一部改正〕

第三十六条号の一部を次のように改正する。

○第三条ノ二中「又ハ「フイラリア」病、黄熱又ハ回帰熱」に改める。  
（死体解剖保存法の一部改正）

四 死体解剖保存法（昭和二十四年法律第二百四号）の一部を次のよう  
うに改正する。  
第七条に次の「一」号を加える。

五 検疫法第十三条第二項後段の規定に該当する場合

（罰則に関する経過規定）

五 この法律の施行前にした違反行為に對する罰則の適用について  
は、なお從前の例による。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

未帰還者留守家族等援護法の一部  
を改正する法律案

未帰還者留守家族等援護法（昭和  
二十八年法律第二百六十一号）の一部  
を次のように改正する。  
第十三条规定中「三年」を「六年」に改め  
る。

附 則

この法律は、公布の日から施行す  
る。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔佐々木秀世君登壇〕

○佐々木秀世君ただいま講題となり  
ました検疫法の一部を改正する法律案  
及び未帰還者留守家族等援護法の一部  
を改正する法律案について、社会労働  
委員会における審査の経過並びに結果  
の大要を御報告申し上げます。  
まず、検疫法の一部を改正する法律  
案について申し上げます。

検疫法は、昭和二十六年、第十二回国会において制定され、第十三回国会において一部改正を見たのであります。が、わが国が加盟している世界保健機関の憲章に基いて制定された国際衛生規則は、現行の検疫法が公布された後で制定されたため、現行法との間に若干の相違点が生ずるに至つたのであります。よつて、今回、現行制度を国際的な検疫制度に即応せしめるためと、また、他面、従来の経験に徴し、検疫の実施上簡易化できる面はできるだけ簡易化し、国際間の交通を円滑にするため、検疫法の一部改正を行おうとするのが、政府の本法案提出の理由であります。

本改正案の要旨は、第一に回帰熱を検疫伝染病に加えたことであり、第二は検疫伝染病患者の委託収容の範囲を拡大したことであり、第三は検疫港以外の港における検疫制度を設けたことであり、第四は検疫所長の行う衛生措置に検疫伝染病予防上必要な調査を加えたことであります。

本案は、二月六日本委員会に付託され、同九日政府より提案理由の説明書を聴取したのであります。が、同十八日の委員会におきまして審議に入り、質疑を終了した後、討論を省略して採決に入りましたところ、本案は全会一致原案通り可決すべきものと議決いたしました次第でございます。

次に、未帰還者留守家族等援護法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本改正案の要旨は、法第十三条に規定する、過去七年間に生存資料のない未帰還者の留守家族に対する留守家族手当の支給打ち切りの期日を、三ヵ年間延長することとしたのであります。現在、未帰還者の調査究明とその帰還促進については、あらゆる努力が払われています。

これらは、現在なお多數の状況不明の未帰者、それ者を残しておるのあります。しかも、昭和三十一年七月末日までにその調査を完了し、それに基いて必要な措置を講ずることがきわめて困難であると考へられるに至りましたので、留守家族手当の支給打ち切りの期日を、よそ調査の最終段階に達するに至るであろうと思われる昭和三十四年七月三十一日まで延長することとしたのであります。

本法案は、去る一月十三日本委員会に付託せられ、同十五日厚生大臣より提案理由の説明を聽取し、同十八日質疑を終了し、討論に入りましたところ、自由民主党を代表して亘委員、日本社会党を代表して長谷川委員より、それぞれ賛成の旨の開陳があり、統一して採決の結果、本案は原案の通り全会一致可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(益谷秀次君) 両案を一括して採決いたします。両案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

通り決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて、両案は委員長報告の通り可決いたしました。

省三君。

○議長(益谷秀次君) 日程第三、奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)



運営に通常かつ合理的に適用される法令で定める要件を満たす者である旨を立証することを、その航空企業に要求することができる。

第四卷

- (a) で他方の締約国の領域を無着陸で横断飛行する権利  
(b) 非商業的目的で他方の締約国  
の領域に着陸する権利  
(c) 國際運輸における旅客、貨物  
及び郵便物の積卸及び積込のため、他方の締約国の領域内において當該約定路線に掲げられた  
地点に着陸する権利

前項の規定は、一方の締約国  
航空企業に対し、他方の締約国の領  
域内の別の地点に向けて有償で運  
送される旅客、貨物又は郵便物を  
同領域内において積み込む権利を  
与えるものと解してはならない。

第五条 平等の尊重するため、待遇の  
平等を尊重するため、かつ、待遇の  
各締約国が他方の締約国指定  
航空企業の航空機による空港その  
他の施設の使用について譲り、又  
は譲ることを許す租税その他の  
課徴金は、類似の國際航空業務に  
從事する自國の航空機が當該空港  
その他の施設を使用するため支払  
うものより高額のものであつては  
ならない。

一方の締約国指定航空企業の  
航空機による使用のみを目的とし  
て他方の締約国の領域内に持ち込  
まれ、又はその航空機における使

用のため同領域内で機上に積載される燃料、潤滑油、予備部品、正規の装備品及び航空機貯蔵品は、税、検査手数料その他の課徴金について、他方の締約国が類似の際航空業務に従事する自國の航空機又は最惠国の航空機について許与する待遇より不利でない待遇を他方の締約国から与えられるものとする。

一方の締約国指定航空企業すべての航空機並びにこれらの空機内の燃料、潤滑油、予備部品、正規の装備品及び航空機貯蔵品は、他方の締約国の領域上に於ける飛行中にこれらの物品が消費され、又は使用される場合においても、同領域内において、関税検査手数料その他の課徴金を免されるものとする。

前項に掲げる前記の免除を受ける物品は、他方の締約国の税関当局の許可を受けない限り他方の締約国の領域内で積み卸すことはできない。これらの物品は、再輸出されるべきものであるときは、輸出されるまでの間、当該指定航空企業による処分を保留して、他方の締約国の税関の管理下に置かれるものとする。

第六条

各締約国は、他方の締約国が指定した航空企業の実質的な所有及び実効的な支配がその航空企業をいと認めた場合には、その指定航空企業が享有することができる第三条第一項に定める権利を与えることを拒否し、若しくは取り消し、これをこれららの権利の行使に対し必要

1

- すべての航空機並びにこれらの空機内の燃料、潤滑油、予備部品、正規の装備品及び航空機貯品は、他方の締約国領域上に於ける飛行中にこれらの物品が消され、又は使用される場合においても、同領域内において、関税検査手数料その他の課徴金を免されるものとする。

前項に掲げる前記の免除を受ける物品は、他方の締約国の税關局の許可を受けない限り他方の締約国領域内で積み卸すことはできない。これらの物品は、再輸出されるべきものであるときは、輸出されるまでの間、当該指定航空企業による処分を保留して、他方の締約国の税關の管理下に置かれるものとする。

と認める条件を課する権能を留保する。

2 各締約国は、他方の締約国の指定航空企業が前項において言及した権利を許すする締約国の法令をもつて、該国に於ける該条約第十二条及び第十三条の規定に従つて守らなかつた場合又はこの協定で定める条件を守らなかつた場合には、その航空企業によるこれらの権利の行使を停止し、又はその行使に対し必要と認める条件を課する権能を留保する。

前記の権能は、両締約国の航空当局の間で協議が行われた後でなければ行使することができない。その協議に、協議の申請が行わたった日からおそらくとも一箇月以内に開始しなければならない。その開始から一箇月以内に解決に到達しなかつた場合には、申請国たる締約国は、留保している権能行使することができる。

あつとも、前記の法令に対する重大な違反が重ねて生ずることを防止する場合には、指定航空企業の業務の運営について直ちに特別の条件を課すことができるものとし、また、航空の安全に関する法令に対する重大な違反の場合は、直ちにその運営を停止することができるものとする。

第八条 第七条

両締約国の航空企業は、附表に定める協定業務の運営について公平なる均等な機会を有する。

一方の締約国の指定航空企業が協定業務を運営するに当つては、他方の締約国の指定航空企業が路線の全部又は一部を共用して行う業務に不当な影響を及ぼさないように、その

- 件を課する権能を留保する。前記の権能は、西締約国の航空当局の管轄で協議が行われた後でなければ行使することができない。その協議に、協議の申請が行われた日からおそらくも一箇月以内に開始しなければならない。その開始から一箇月以内に解決に到達しないかたった場合には、申請国たる締約国は、留保している権能行使のことができる。もつとも、前記の法令に対する重大な違反が重ねて生ずることを防止する場合には、指定航空企業の業務の運営について直ちに特別の条件を課すことができるものとし、また、航空の安全に関する法令に対する重大な違反の場合には、直ちにその運営を停止することができるものとする。

1 他方の締約国は、その業務を運営する航空企業を指定した締約国から発し、又はその締約国へ向う国際航空運輸の通常の、かつ、合理的に予測される需要量に適合する送力を合理的と認められる利用方法で供給することを第一の目的とする。

一方の締約国は、前段に定める輸送力の全体の範囲内で、協定業務の路線が経由する第三国(他の締約国)の領域との間の運輸需要量に補助的に応ずることができる。

2 協定業務の路線が経由する国の運輸需要量に応ずるため必要があるときは、前項に定める輸送力のほか追加の輸送力を附隨的に供給することができる。

-

- 一方の締約国の指定航空企業は、前段に定める輸送力の全体の範囲内で、協定業務の路線が経由する第三国領域と他方の締約国の領域との間の運輸需要量に補助的に応ずることができ。協定業務の路線が経由する国の運輸需要量に応ずるために必要があるときは、前項に定める輸送力のほか追加の輸送力を附隨的に供給することができる。

### 第十一条

協定業務について適用される運賃は、すべての評価の要素、特に、運賃の経費、合理的な利潤、各役務の特性（たとえば、速力及び設備の程度）及び約定路線において他の航空業者が適用する運賃に十分な考慮を払い、合理的な水準に定めなければならない。

これらの運賃は、次の規定に従つて定めるものとする。

一方の締約国の指定航空企業が他方の締約国の領域内の一地点と附表に掲げる路線上の他の一地点との間にについて適用すべき運賃の決定は、できる限り指定航空企業間の合意により行われなければならぬ。協定業務における共通路線についても、使用する地点のいかんを問わず、同様とする。

これららの運賃は、両締約国の航空当局の認可を受けなければならぬ。指定航空企業は、可能なときはいつでも、国際航空運送協会が定める手続に従つて、運賃を定めるものとする。

前記の方法によることが不可能である場合には、適用すべき運賃は、指定航空企業の間で合意しなければならない。

この合意は、一方の締約国の領域を経由せず、かつ、その締約国の指定航空企業が使用していない締約路線の一部について他方の締約国の指定航空企業が適用する運賃の決定については、必要ではない。その運賃は、その一方の締約国の航空当局の認可を受ける必要はないが、その航空当局に通知されなければならない。

3 指定航空企業が運賃に関し合意に達することができなかつた場合又は1の規定に従つて提出された運賃について両締約国の航空当局の認可がなかつた場合には、これらの航空当局は、合意に達するよう努めなければならない。

4 前項に定める合意が成立しなかつた場合には、その紛争は、この協定の第十二条に定める手続に付さなければならない。

5 新たな運賃は、いすれか一方の締約国の航空当局がそれについて同意しない場合には、適用することができない。ただし、第十二条の規定が適用される場合は、この限りでない。

この条の規定に従つて運賃が決定されるまでの間は、すでに適用されている運賃が適用されるものとする。

- この合意は、一方の締約国の領域を経由せず、かつ、その締約国の指定航空企業が使用していない約定路線の一部について他方の締約国の指定航空企業が適用する運賃の決定については、必要ではない。その運賃は、その一方の締約国とその航空当局の認可を受ける必要はないが、その航空当局に通知されなければならない。

指定航空企業が運賃に関する合意に達することができなかつた場合又は1の規定に従つて提出された運賃について両締約国の航空当局の認可がなかつた場合には、これらの航空当局は、合意に達するよう努めなければならない。

前項に定める合意が成立しなかつた場合には、その紛争は、この協定の第十二条に定める手続に付さなければならぬ。

新たな運賃は、いずれか一方の締約国の航空当局がそれについて同意しない場合には、適用することができない。ただし、第十二条の規定が適用される場合は、この限りでない。

この条の規定に従つて運賃が決定されるまでの間は、すでに適用されている運賃が適用されるものとする。

## 第十二条

両締約国の航空当局は、この協定の適用に関するすべての事項について緊密な協力を確保するため定期的にしばしば協議しなければならない。

## 第十三条

この協定の解釈又は適用に関して紛争が生じた場合には、両締約国は、まず、直接交渉によつてその紛争を解決するよう努めなければならない。

## 第十四条

その紛争は、両締約国間の交渉によって解決することができなかつたときは、いずれか一方の締約国の要請により、各締約国が指名する各一人の仲裁委員とこうして選定された二人の仲裁委員が指名する第三の仲裁委員との三人の仲裁委員からなる仲裁裁判所に決定のため付託することができる。ただし、第三の仲裁委員は、いずれの締約国の国籍をも有してはならない。各締約国は、仲裁を要請する締約国の外交上の公文を受領したいため付託することができる。

## 第十五条

両締約国が多数国間の航空運送条約の当事国となつたときは、この協定は、その条約の規定に適合するよう改訂しなければならない。

## 第十六条

この協定及び第十三条の規定に従つて交換される外交上の公文は、国際民間航空機関に登録しなければならない。両締約国は、前項の規定に基いて行われた決定を守ることを約束する。

## 第十七条

いづれの一方の締約国も、この協定を改正するため、いつでも他方の締約国との協議を要請することができる。この協議は、要請があつた日から六十日の期間内に開始するものとする。改正が附表についてのみ行われる場合には、協議は、両締約国との航空当局の間で行うものとする。両締約国の航空当局が新たな又は修正された附表について合意したときは、この事項に関する両締約国の航空当局の勧告は、外交上の公文の交換によって確認された後に効力を持つを生ずる。

## 第十八条

千九百五十六年一月十七日にパリで、ひどく正當に委任を受け、この協定に署名した。

西村熊雄（署名）  
R・マッシグリ（署名）

日本国のために  
西村熊雄（署名）  
R・マッシグリ（署名）

## 第十八条

この協定は、批准されるものとし、批准書は、できる限りすみやかに東京で交換するものとする。この協定は、批准書の交換の日に効力を生ずる。

## 注(3)

スカンディナヴィアは、デンマーク、ノールウェー及びスウェーデンを含む。

## 注(4)

フランスの航空企業が運営することができる路線

（次に定める路線上の一又は二以上）

（テュニス内の地点ードイツ、スイス、イタリア、ギリシャ、トルコ内の地点（注1）—カイロ又は近東内の一地点—中東内の地

（オランダ、アルゼンチン、

（マニラ、マニラ—中国本

（香港又はマニラ—中国本

（台湾における地点—（注2）及

（クイーンボーリンド及びパキスタン及びインド内の地点—コ

（ラサイン、ハノイ又はハイ

（フォン、バンコク、クーラン

（マニラ、マニラ—中国本

（香港又はマニラ—中国本

（台湾における地点—沖縄—東京

（ラスカ内の一地点—アリュ

（シャン諸島内の一地点—東京

（ランド内の一地点—グリーンラン

（ド内の一地点—カナダ内の一地点—

（アラスカ内の一地点—アリュ

（シャン諸島内の一地点—東京

（ランド内の一地点—グリーンラン

（ド内の一地点—カナダ内の一地点—

（アラスカ内の一地点—アリュ

（シャン諸島内の一地点—東京

（ランド内の一地点—グリーンラン

（ド内の一地点—カナダ内の一地点—

（アラスカ内の一地点—アリュ

（シャン諸島内の一地点—東京

## 第十九条

関下が、前記の了解をフランス政府に代つて確認されれば幸であります。本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向つて敬意を表します。

## 注(1)

千九百五十六年一月十七日

日本国大使

西村 熊雄（署名）

（フランス側書簡）

書簡をもつて啓上いたします。

本日付の閣下の書簡を受領したこと

を確認する光榮を有します。

本使は、本日署名された航空業

務に関する日本国とフランスとの

## 第二十条

関し、両政府の次の了解を確認する光榮を有します。

## 注(1)

地点は、今後の合意により定めるものとする。

（フランス側書簡）

書簡をもつて啓上いたします。

本日付の閣下の書簡を受領したこと

を確認する光榮を有します。

本使は、本日署名された航空業

務に関する日本国とフランスとの

## 第二十一条

アメリカ合衆国が沖縄地域に対し千九百五十二年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約の第三条の規定に基づき行政上、立法上及び司法上の権能を現在行使していることについてのフランス政府の承認は、その沖縄地域に対する残存主権について日本国が主張することがある権利を書するものではない。

## 注(2)

（フランス側書簡）

（テュニス内の地点ードイツ、スイス、イタリア、ギリシャ、トルコ内の地点（注1）—カイロ又は近東内の一地点—中東内の地

（オランダ、アルゼンチン、

（マニラ、マニラ—中国本

（香港又はマニラ—中国本

（台湾における地点—（注2）及

（クイーンボーリンド及びパキスタン及びインド内の地点—コ

（ラサイン、ハノイ又はハイ

（フォン、バンコク、クーラン

（マニラ、マニラ—中国本

（香港又はマニラ—中国本

（台湾における地点—沖縄—東京

（ラスカ内の一地点—アリュ

（シャン諸島内の一地点—東京

（ランド内の一地点—グリーンラン

（ド内の一地点—カナダ内の一地点—

（アラスカ内の一地点—アリュ

間の協定に關し、両政府の次の了解を確認する光榮を有します。  
アメリカ合衆国が沖繩地域に対する千九百五十一年九月八日にサントン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約の第三条の規定に基き行政上、立法上及び司法上の権能を現在行使していることについてのフランス政府の承認は、その沖繩地域に対する殘存主権について日本国が主張することがある権利を害するものではない。

本官は、前記の閣下の書簡における了解をフランス政府に代つて確認いたします。  
本官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向つて敬意を表します。

[View Details](#)

十六年一月十七日

〔報告書は会議録追録に掲載〕

航空業務に関する日本国とイン  
ドとの間の協定の締結について  
承認を求めるの件

昭和三十一年二月二十一日 来院会議録第十一号

航空業務に関する日本国

[...とフランスとの間の協定の批准について承認

求めるの件外四件

航空業務に関する日本国とインドとの間の協定

日本国政府及びインド政府は、それぞれの領域の間及びその領域をこえての航空業務を開設するため協定を締結することを希望し、このためそれぞれの代表によつて、このためそれぞれの代表が任命した。これらの代表者は、次のとおり協定した。

第一条 この協定に關しては、千九百四十年十二月七日にシカゴで署名された国際民間航空条約(以下「国際民間航空条約」という。)の規定でこの協定に基いて開設される航空業務に適用することができるものは、現在の項又は同条約の関係規定に従つて両締約国に關し改正された条項によつて、この協定の存続期間中、両締約国との間に適用されるものとする。

第二条 この協定の適用上、文脈により別に解釈される場合を除くほか、(a) 「航空当局」とは、日本国においては運輸省及び各省が現在遂行している任務又はこれに類似する任務を遂行する権限を有する人又は機関をいい、インドにおいてはインド民間航空局長官及び同長官が現在遂行している任務又はこれに類似する任務を遂行する権限を有する人又は機関をいふ。

「指定航空企業」とは、第四条の規定に従い、一方の締約国が、他方の締約国に対し、通告書により、その通告書に定める

(c) 「航空業務」とは、旅客、貨物又は郵便物の公衆用の運送のために航空機で行う定期航空業務をいう。

(d) 「国際航空業務」とは、二以上の国の領域上の空間にわたつて行われる航空業務をいう。

(e) 「航空企業」とは、国際航空業務を提供し、又は運営する航空運送企業をいう。

(f) 「運輸以外の目的での着陸」とは、旅客、貨物又は郵便物の積込又は積卸以外の目的で着陸することをいう。

(g) 「附表」とは、この協定の附表又は第十五条の規定に従つて改正される同附表をいう。

(2) 附表は、この協定の不可分の一部をなすものとし、「協定」といふときは、別段の定がある場合を除くほか、附表を含むものとする。

第三条

各締約国は、他方の締約国に対し、その指定航空企業が附表の該当する部に定める路線（以下「特定路線」という。）における国際航空業務（以下「協定業務」という。）を開設することができるようにするため、この協定で定める権利を許与する。

(1) いづれの特定路線における協定業務も、第三条の規定に基いて権利を許与された締約国の選択により、即時又は後日開始することができる。ただし、次のことが行わられた後でなければならない。

第四条

(a) 権利を許された締約国が、特定路線について、又は二以上の航空企業を指定すること。

(b) 権利を許すする締約国が、航空企業に対し適当な運営許可を与えること。同締約国は、(a)及び第七条(1)の規定に従うことの条件として、滞滯なくこの許可を与えないなければならない。

一方の締約国の航空当局は、他方の締約国が指定した各航空企業が、同航空当局により国際航空運務の運営に通常かつ合理的に適用される法令で定める要件を満たす者である旨を立証することを、その航空企業に要求することができる。

(2) 一方の締約国の領域内で他方の  
締約国の指定航空企業の航空機に  
取り付けられ、又は積載される  
品としての燃料、潤滑油、予備  
品、正規の装備品及び航空機附  
品で、その航空機により又はそ  
の航空機において使用することの  
目的とし、かつ、同領域内の  
終着陸点である空港からの出発  
際にその航空機に保留されてい  
るものに關する関税、検査手数料  
びこれらに類似する国が課する  
税その他の課徴金については、そ  
他方の締約国の指定航空企業は  
その一方の締約国が最惠國の航  
空企業又は国際航空企業に從事す  
る自國の航空企業に許与する待遇  
よりも不利でない待遇を与えられ  
るものとする。ただし、いずれの締  
約国も、自國の指定航空企業に  
して他方の締約国が関税、検査  
手数料その他これらに類似する國  
に課する租税その他の課徴金を免  
し、又は払いもどさない限り、そ  
の方の締約国の指定航空企業に付  
し、これらの課徴金を免除し、一  
は払いもどす義務を負わないもの  
とする。

て吉のを反指 の又对他除が手対婦るよる空、の租及るの最みの蔵部需にの て払港際金課

昭和三十一年二月二十一日 衆議院会議録第十一号 航空業務に関する日本国とフランスとの間の協定の批准について承認を求めるの件外四件

の航空企業に關して与えず、若しくは取り消す権利又はその航空企業によるそれらの特権の行使に対する必要と認める条件を課する権利を留保する。

(2) 各締約国は、他方の締約国の指定航空企業が(1)において言及した特権を許する締約国の法令で国際民間航空条約第十一条及び第十三条に掲げるものを守らなかつた場合又はこの協定で定める条件に従つて運営しなかつた場合には、その航空企業による前記の特権の行使を停止し、又はその行使に対するやむを得ない必要がある場合を除くほか、この権利は、他方の違反が生ずることを防止するため、即時に停止し、又は条件を課するやむを得ない必要がある場合を除くほか、この権利は、他方の締約国と協議した後にのみ行使しなければならない。

#### 第八条

両締約国の航空企業は、両締約国

の領域の間及びその領域をこえての協定業務を開設し、及び運営する公平なかつ均等な機会を有する。

第九条

一方の締約国が指定航空企業が協定業務を運営するに當つては、他方の締約国が同一の路線の全部又は一部において行う業務に不当な影響を及ぼさないよう、その他方の締約国が行う協定業務を考慮しなければならない。

第十一条

(1) 締約国が指定航空企業が行う協定業務は、協定業務に対する公衆の需要量と密接な關係を有しなければならない。

(2) 指定航空企業が行う協定業務は、その航空企業を指定した締約

国の領域から発し、又はその領域へ向う旅客、貨物及び郵便物の運送に対する当該時期における需要量及び合理的に予測される需要量に適合する輸送力を供給することを第一の目的としなければならない。その航空企業を指定した国以外の国の領域内の特定路線上の地点で積み込み、及び積み卸す旅客、貨物及び郵便物の運送は、輸送力が次のものに適度すべきであるという一般原則に従つて規定されるものとする。

(a) その航空企業を指定した締約国が該地域への及びその地域から該地域の地方的業務を考慮した上でのその地域の運輸需要量  
(b) 直通航空業務運営の需要量  
(c) その航空企業の路線が経由する他の航空企業の運輸需要量

(1) いづれの協定業務に対する運賃も、運営の経費、合理的な利潤、提供する役務の特性(たとえば、速力及び設備の程度)及び特定路線のいずれかの部分についての他の航空企業の運賃を含むすべての関係要素に十分な考慮を払はなければならない。

(2) いづれの協定業務に対する運賃は、この次の規定に従つて定めなければならない。

#### 第十二条

各締約国が航空当局は、要請を受けたときは、他方の締約国が航空当局に次のものを提供しなければならない。

(a) 協定業務の運航回数及び設備を検討するための適当な貨客の統計表

(b) 指定航空企業が協定業務において運送する貨客に関して合理的に必要とされる定期的報告書

(c) 地に於ける情報を含むもの

で、その貨客の出発地及び目的

地に於ける情報

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

明細書を提供しなければならない。  
第三条 第十三条  
両締約国は、この協定の実施に関するすべての事項について緊密な協力を確保するため定期的に交渉によつてその紛争を解決するよう協議しなければならない。

第三条 第十四条  
両締約国は、この協定の解釈又は適用に関する問題に於ける両締約国間に紛争が生じた場合は、まず、両国の間の交渉によつてその紛争を解決するよう努めなければならない。

第三条 第十五条  
両締約国は、(2)の規定に基いて改訂を正すため、いつでも、他方の締約国との協議を要請することができる。この協議は、要請があつた日から六十日の期間内に開始するものとする。改訂は附表についてのみ行われる場合には、協議は、両締約国との協議を要請するところの航空当局の間で行うものとする。両締約国が新たな又は修正された附表について合意したときは、この事項に関する両締約国間の航空当局の勧告は、外交上の公文の交換によつて確認された後に効力を持つ。

第三条 第十六条  
日本国政府及びインド政府が多数の航空運送協定の当事国となるときは、この協定は、その多数国間の協定の規定に適合するように改正しなければならない。

第三条 第十七条  
この協定及び第十五条の規定に従つて交換される外交上の公文は、国際民間航空機関に登録しなければならない。

第三条 第十八条  
この協定は、各締約国によりその国内法上の手続に従つて承認されなければならぬ。この協定は、その承認を通知する外交上の公文の交換の日に効力を生ずる。

第三条 第十九条  
この協定は、一年間効力を存続し、いづれか一方の締約国がこの協約に通告しないときは、さちに一年間なお効力を存続するものとし、その後も同様とする。







昭和三十一年二月二十一日 衆議院

**1 オーストラリアの指定航空企業が両方向に運営する路線**

ピアク又はインドネシアにおける地点——  
一地点——英領北ボルネオにおける

一地点——マニラ——香港——東京

**2 オーストラリアにおける地点——  
グアム——東京**

オーストラリアの指定航空企業が前記の路線において行う協定業務は、オーストラリアの領域内の

一地点を起点とするものでなければならない。ただし、その路線上の他の地点は、いずれかの又はすべての飛行に当つて、その指定航空企業の選択により省略することができる。

**交換公文**

**(訳文)**

書簡をもつて啓上いたします。本使は、日本署名された航空業務に関するオーストラリア連邦と日本国との間の協定に關し、日本国の當局が、日本国内に向つて国際飛行（同協定において「協定業務」と定められており、同協定に基く待遇を受けるもの（除く。）を行ひオーストラリアの民間航空機に対し、日本国内に到着の際にその航空機上に積載されており、又は日本国内でその航空機に積み込まれる燃料、潤滑油、予備部品、正規の装備品及び航空機貯蔵品で当該飛行中に使用されることのみを目的とするものについては、これらの需品が日本国の領域の上空を行中にその航空機上で又はその航空機により消費される場合でも、日本國の税関当局の承認がない限りこれらの需品を積み卸さないことを条件として、日本国の領域内で課されるすべての国税、地方税その他の課徴金（関税及び検査手数料を含む。）の

オーストラリアにおける地点——  
ピアク又はインドネシアにおける  
一地点——英領北ボルネオにおける  
一地点——マニラ——香港——東京  
オーストラリアにおける地点——  
グアム——東京  
オーストラリアの指定航空企業  
が前記の路線において行う協定業  
務は、オーストラリアの領域内の  
一地点を起点とするものでなければ  
ならぬ。ただし、その路線上  
の他の地点は、いずれかの又はす  
べての飛行に当つて、その指定航  
空企業の選択により省略すること  
ができる。

免除及び払いもどしを認め、また、オーストラリアの当局が、オーストラリア領域内に向つて前記の国際飛行を行う日本國の民間航空機に対して同一の待遇を与えるということがあることを申し述べる光榮を有しま

本使は、さらに、閣下が前記のこととを貴国政府に代つて確認されるよう要請する光榮を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向つて敬意を表します。

一千九百五十六年五月十九日  
オーストラリア連邦臨時代理大使  
A. B. フレミング(署名)  
日本国外務大臣  
重光葵閣下  
書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、本日付の貴下の次の書簡を受領したことを確認する光榮を有します。

の航空機により消費される場合で  
も、日本国の税関当局の承認がな  
い限りこれらの需品を積み卸さな  
いことを条件として、日本国の領  
域内で課されるすべての国税、地  
方税その他の課徴金（関税及び検  
査手数料を含む。）の免除及び払い  
もどしを認め、また、オーストラ  
リアの当局が、オーストラリア領  
域内に向つて前記の国際飛行を行  
う日本國の民間航空機に対しても同  
一の待遇を与えること、いうことが  
オーストラリア連邦政府の了解で  
あることを申し述べる光榮を有し  
ます。

本使は、さらに、閣下が前記の  
ことを貴国政府に代つて確認され  
ることを要請する光榮を有します。

国際民間航空条約の改正に関する  
議定書（第四十五条に關するも  
の）

国際民間航空条約の改正に関する  
議定書

千九百五十四年六月一日にセント  
リオールでその第八回会期として会  
合し、

一千九百四十四年十二月七日にシカ  
ゴで作成された国際民間航空条約を  
改正することが望ましいと考えて、  
一千九百五十四年六月十四日に、同  
条約第九十四条(a)の規定に従い、同  
条約の改正案、すなわち、  
「第四十五条後段を次のよう改  
めること」

その所在地は、理事会の決定に

る批准のため開放しておくものと  
し、  
批准書は、国際民間航空機関に寄  
託するものとし、  
この議定書は、四十二番目の批准  
書が寄託された日に、これを批准し  
た国との間で効力を生ずるものとし、  
事務局長は、この議定書の各批准  
書の寄託を直ちにすべての締約国に  
通告するものとし、  
事務局長は、この議定書の効力發  
生の日を直ちに前記の条約のすべて  
の締約国及び署名国に通告するもの  
とし、  
前記の日の後にこの議定書を批准  
する締約国については、この議定書  
は、その国が批准書を国際民間航空  
機関に寄託する日に効力を生ずるもの  
とする。

以上の証拠として、国際民間航空機関総会の第八回会期の議長及び事務局長は、署名のため総会の委任を受けて、この議定書に署名する。

千九百五十四年六月十四日にモン  
トリオールで、ひとしく正文である  
英語、フランス語及びスペイン語に

より本書一通を作成した。この議定書は、国際民間航空機関の記録に寄託しておるものとし、同機関事務局長は、その認証原本を、一千九百四十四年十二月七日にシカゴで作成された国際民間航空条約のすべての締約国及び署名国に送付するものとする。

総会議長

総会事務局長  
カール・リュングバーグ  
〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔報告書は会議録追録に掲載〕

国際民間航空条約の改正に関する議定書（第四十八条等）に関するもの）の批准について承認を求めるの件  
国際民間航空条約の改正について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

国際民間航空条約の改正に関する議定書（第四十八条等）に関するもの）の批准について承認を求めるの件  
国際民間航空条約の改正について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。





中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第五七号)  
中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第五八号)  
特定物資輸入臨時措置法案(内閣提出第五九号)

以上三件 商工委員会 付託  
一、去る十七日予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。  
地方公務員法等の一部を改正する法律案(内閣提出第五四号)(予)  
地方行政委員会 付託  
一、去十七日参議院に送付した内閣提案案は次の通りである。

昭和三十年度一般会計予算補正(第一号)  
昭和三十年度特別会計予算補正(特第4号)  
昭和三十年度政府関係機関予算補正(機第1号)  
内閣提出第五四号(予)  
一、昨二十日議員から提出した議案は次の通りである。  
日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案(八木一男君外十二名提出)  
一、昨二十日内閣から提出した議案は第一次の通りである。  
学校給食法の一部を改正する法律案(中村梅吉君提出)

昭和三十一年二月九日 昭和三十一年二月九日  
提出者 中村 梅吉  
接収地の返還及び賃貸料に関する質問主意書  
衆議院議長益谷秀次殿  
接収地の返還及び賃貸料に関する質問主意書  
左記鉄道引込線用地は、戦時中東京都板橋区上板橋町七丁目地先より終戦と同時に連合軍鉄道引込線接収用地として右地先より成増グランドハイツ(駐留軍宿舎)に鉄道路線を増設したもので、いずれもその敷地使用にあたつて強制徵用に類するものもあつたのであるが、左記のごとき経過で昭和二十七年四月以降賃貸料不払のまま現在に至つてはいる。その後地主より特別調達厅に再三接渉したが要領を得ず、地主としては敷地の税金は負担しながら賃料の支払も受けず土地の返還もなく非常に迷惑している。

憲法にも基本的人権の尊重と財産権はこれを侵してはならないといふことは日本国憲法を貫く基本原則である。この憲法の基本原則はあくまで堅持されなければならない。  
うか、土地を返還するか、いすれかの措置を講すべきではないかと思う。

記  
〔別紙〕  
衆議院議員中村梅吉君提出接収地の返還及び賃貸料に関する質問に対する答弁書

昭和三十一年二月九日 東京都板橋区上板橋町七丁目四五百三十一番地地先より同四千五百五十七番地に至る土地は昭和十九年四月一日鉄道引込線用地とは大蔵省財務局に事務が引継がれて昭和二十四年三月まで関東財務局より該地代の支払を受けた。

一、さらに昭和二十一年十一月東上線(板橋駅より成増グランドハイツ)に至る鉄道引込線用延長地として連合軍に接収使用され、昭和二十七年三月三十一日まで東京鉄道管理局長より賃貸料の支払を受けていたが、昭和二十七年四月十七日附東施用二十七第十九百六十四号東京鉄道管理局長森田義節より右鐵道引込線の連合軍接収用地の土地貸借契約の解除の通知を受けた。従つて右鐵道引込線用地の土地貸借契約は解除せられたにもかかわらずその後も土地は地主に返還されず、なお連合軍及び自衛隊第一管区隊物資輸送のため列車を運転使用しており、事務の主管府は特別調達厅に移管したので、以来再三調達厅に接渉したが責任のある回答を得られない。

右のようないきな事情ゆえ地主一同の迷惑はなはだしきものがあるので、政府は速かに責任の所在を明確にして土地を地主に返還し、遅滞の賃貸料を至急に支払い、その解決をはかるべきではないか。政府の見解を伺いたい。

右質問する。